

「Go To トラベル事業」における旅行広告・取引条件説明書面の表示マニュアル
【第1版】

1. はじめに

2020年7月17日に一般社団法人日本旅行業協会(JATA)から「『Go To トラベル事業』における旅行広告・取引条件説明書面の表示マニュアル【暫定版】」が発信されました。その後、Go To トラベル事務局が発足し、また、変更された事項を踏まえて修正し、Go To トラベル事務局【第1版】として改訂いたしました。

今後は、本マニュアルに基づき旅行広告・取引条件説明書面を作成してください。また、今後も修正の必要があれば更新を致しますので、「Go To トラベル事務局公式ホームページ」をご参照ください。

<事業者向け Go To トラベル事業公式サイト>

<https://biz.goto.jata-net.or.jp>

【JATA（暫定版）からの改訂内容】

1. 「給付金・給付額」への表示の変更

Go To トラベル事業では、「支援金・支援額」はそれぞれ「給付金・給付額」と表現することとなり、「給付金・給付額」と表示を変更しました。なお、既に作成した広告などを再修正する必要はありません。今後、作成するものから「給付額・給付金」と表示してください。

2. 代理受領する者の追加

Go To トラベル事業により受け取る給付金及び地域共通クーポンについて、旅行広告例や取引条件説明書面作成例において代理受領する者を「当社」（販売窓口となる旅行者等）としておりましたが、これにGoToトラベル事務局を追加しました（例、「当社およびGoToトラベル事務局が、給付金をお客様に代わって受領（代理受領）・・・」）。なお、既に作成した広告などを再修正する必要はありません。今後、作成するものから追記してください。

3. 公式ロゴの追加

旅行広告・取引条件説明書面の作成例にロゴを追加しました。なお、旅行広告・取引条件説明書面へのロゴの表示は必須ではありません。また、ロゴデータは「事業者向けサイト」からダウンロードしてご使用ください。

2. 「給付額」に関する考え方

「Go To トラベル事業」において、国による旅行代金の割引が実施され、旅行代金の半額が支援されることとなっており、そのうちの7割（旅行代金の35%）が旅行代金に充当されま
す（条件の詳細は、別途ご確認ください。）。

本事業は、「給付金の支給先は旅行者（消費者）」という仕組みとなっていることから、企画旅行者が設定した旅行費用から給付額を差し引いた額を旅行代金として設定するのではなく、企画旅行者が設定した旅行代金のうち35%の額を国が負担し、残額の65%を旅行者が「お支払い実額」として負担するものと考えることと致します（この際、旅行代金の15%に相当する額の「地域共通クーポン」が国から旅行者に付与されます）。また、給付金は、旅行者

が実際に収受することはなく、旅行業者およびGoToトラベル事務局が旅行者に代わって受領（代理受領）することになります。

そこで、この仕組みを旅行者に説明するため下記の表示を考え方の基本とします。

旅行代金	20,000円
旅行代金への給付額	7,000円
地域共通クーポン	3,000円（別途、お渡しします。）
お支払い実額	13,000円

【ご注意（給付金の受領について）】

この旅行はGo To トラベル事業支援対象です。国からの給付金はお客様に対して支給されますが、当社およびGoToトラベル事務局が、給付金をお客様に代わって受領（代理受領）致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けいたします。お客様は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

3. 以下では、具体的な表示について説明しますが、本事業に関する表示の説明のみとなりますので、言及していない事項については、一般社団法人日本旅行業協会・一般社団法人全国旅行業協会が発行する「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」に準拠して作成してください。

3. 旅行広告の表示

新聞広告などの旅行広告は下記のとおり表示してください。

- ・ Go To トラベル事業支援対象である旨（①、②）
- ・ ロゴ（③）
- ・ 旅行代金の表示（④）

旅行広告には「旅行代金の表示」（企画旅行業者が設定した本来の旅行代金の最低額と最高額）が必須となります。この表示が無いと、旅行契約の申込みを受け付けない旨の表示がない、不完全な告知広告となるおそれがあります（旅行業公正取引協議会表示規約第4条（7）の2）。
- ・ 旅行代金に応じた地域共通クーポンを別途お渡しする旨（⑤）

なお、地域共通クーポンをお渡しできる時期が現在未定です。そこで、現時点では「9月1日以降の当社が定める日以降にご出発の旅行（別途、ウェブページ等でご案内いたします）」と表示してください。
- ・ 支援金は旅行者に支払われるが、当社（企画旅行業者または受託旅行業者）およびGoToトラベル事務局が代理受領する旨（⑥）
- ・ 取消料は旅行代金を基準とする旨（⑦）
- ・ 旅行者は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領について了承のうえ申し込む旨（⑧）
- ・ 支援額を反映させた金額に対しては必ず「お支払い実額」としてください。「割引後の旅行代金」、「お客様お支払い代金」、「割引代金」など、旅行代金と誤認するような表示はできません。（⑨）

① Go To トラベル事業支援対象 GOTO
トラベル

③ 1泊2日で楽しむ函館

⑨ お支払い実額(おひとり様)
19,500円~
34,000円

風景写真等

②

1. この旅行はGo Toトラベル事業の支援対象です。

2. 旅行代金30,000円~48,000円からGo Toトラベル事業による給付金10,500円~14,000円を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。9月1日以降の当社が定める日以降にご出発の旅行(別途、ウェブページ等でご案内いたします)に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。

3. 給付金の受領について: 国からの給付金はお客様に対して支給されます。当社およびGoToトラベル事務局は、給付金をお客様に代わって受領(代理受領)致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただけます。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。お客様は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

④

⑤

ツアールのポイント

⑦

風景写真等

⑧

⑨ お支払い実額(おひとり様)

出発日	2-3名1室利用	1名1室利用
0月00(日)・00(日)・00(日)	19,500円	21,450円
0月00(日)・00(日)・00(日)	22,750円	24,700円
0月00(日)・00(日)・00(日)	26,000円	27,950円
0月00(日)・00(日)・00(日)	31,000円	34,000円

●1名様より受付 ●相部屋不可 ●最少催行人員20名 ●添乗員一部同行(北海道内のみ)
●バスガイド同乗 ●バス会社: **** 同等 ●食事: 朝1昼1(軽1)夕1

1 羽田(10:05~13:00発)▶函館=元町(八幡坂などガイドがご案内)=沙羅の月(ポタンエビ、ホタテ釜飯、函館名物イカ刺しなど海の幸を堪能)=函館山(100万ドルの夜景観賞)=函館 函館国際ホテル(泊) ※温泉大浴場付きホテルに宿泊。 ☐☐☐

2 函館(ゆっくり10:00発)=五稜郭公園(自由散策、函館市内でしか食べられないラッキービエロのチャイニーズチキンバーガーの軽食)=大沼国定公園(日本新三景)=北海道昆布館=トラピスチヌ修道院=函館▶羽田(18:00~21:15着) ☐☐☐

※気象状況等により夜景が見られない場合がございます。写真はすべてイメージ。

◆ *****
◆ *****
◆ *****
◆ *****

⑥

ホテルのご案内

ホテル写真等

⑧

詳しい取引条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。

旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業第〇〇〇〇号
赤坂霞ヶ関旅行株式会社 国内旅行販売センター
東京都千代田区虎ノ門〇-〇-〇
(一社) ●●旅行業協会正会員 旅行業公正取引協議会会員

TEL 03-9999-9999

FAX 03-9999-9990

電話受付時間
月~金 10:00~18:30
土・日 9:30~17:00
※年中無休

4. 取引条件説明書面の旅行代金の表示・注意事項の表示

取引条件説明書面の旅行代金の表示・注意事項の表示は下記のとおりとさせていただきます。

ツアータイトル / 1泊2日で楽しむ函館

コース番号 / ○○○○○○○○

■この旅行はGo To トラベル事業支援対象です。

【給付金の受領について】国からの給付金はお客様に対して支給されます。当社およびGoToトラベル事務局は、給付金をお客様に代わって受領（代理受領）致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けます。お客様は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

【地域共通クーポン】表示された金額分の地域共通クーポンをお渡しします。

■出発日・旅行代金・給付額・地域共通クーポン・お支払い実額（おひとり）

		3名様1室	2名様1室	1名様1室
8月○日・○日・○日	旅行代金 (A)	30,000円	30,000円	33,000円
	旅行代金への給付額 (B)	10,500円	10,500円	11,550円
	地域共通クーポン	※付与されません。		
	お支払い実額 (A-B)	19,500円	19,500円	21,450円
○月○日・○日・○日	旅行代金 (A)	35,000円	35,000円	38,000円
	旅行代金への給付額 (B)	12,250円	12,250円	13,300円
	地域共通クーポン	5,000円	5,000円	6,000円
	お支払い実額 (A-B)	22,750円	22,750円	24,700円
○月○日・○日・○日	旅行代金 (A)	40,000円	40,000円	41,950円
	旅行代金への給付額 (B)	14,000円	14,000円	14,000円
	地域共通クーポン	6,000円	6,000円	6,000円
	お支払い実額 (A-B)	26,000円	26,000円	27,950円
○月○日・○日・○日	旅行代金 (A)	45,000円	45,000円	48,000円
	旅行代金への給付額 (B)	14,000円	14,000円	14,000円
	地域共通クーポン	6,000円	6,000円	6,000円
	お支払い実額 (A-B)	31,000円	31,000円	34,000円


※ご注意：「地域共通クーポン」は9月1日以降の当社が定める日以降にご出発の旅行に付与されます。それ以前の旅行には付与されません。

注) 「旅行代金」「旅行代金への給付額」「お支払い実額」を説明する表を作成する際には、「旅行代金」と「お支払い実額」の金額の表示は同じ大きさの活字で表示してください。

5. 旅行広告を兼ねた取引条件説明書面の表示・注意事項の表示

旅行広告を兼ねた取引条件説明書面の表示・注意事項の表示は下記のとおりとしてください。

東京(羽田)発・宮古島
A 赤坂霞ヶ関旅行(株)



Go To トラベル事業支援対象

〇〇〇〇〇〇で行く! 宮古島3日間

お支払い実額 (おひとり様)

00,000円~00,000円

旅行出発日: 2020年*月*日~**日、**日~**日

旅行日程

日次	行程	食事		
		朝	昼	夕
1日目	羽田空港 <small>航空機 (普通席)</small> 那覇空港 <small>航空機 (普通席)</small> 宮古空港 <small>各自 お客様負担</small> ホテル (泊)	x	x	x
2日目	午前: 宮古島海中公園見学 (ホテルから専用車で送迎) 午後: 自由行動 ホテル (泊)	○	x	x
3日目	ホテル <small>各自 お客様負担</small> 宮古空港 <small>航空機 (普通席)</small> 那覇空港 <small>航空機 (普通席)</small> 羽田空港	○	x	x

旅行代金・給付額・地域共通クーポン・お支払い実額 (おひとり)

	2名様1室	1名様1室
*月*日~*日、**日~**日	旅行代金 (A) 00,000円	00,000円
	旅行代金への給付額 (B) 00,000円	00,000円
	地域共通クーポン 00,000円	00,000円
	お支払い実額 (A-B) 00,000円	00,000円
*月*日~*日、**日~**日	旅行代金 (A) 00,000円	00,000円
	旅行代金への給付額 (B) 00,000円	00,000円
	地域共通クーポン 00,000円	00,000円
	お支払い実額 (A-B) 00,000円	00,000円

1. この旅行はGo To トラベル事業の支援対象です。

2. 旅行代金からGo To トラベル事業による給付金を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。○月○日以降出発の旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。**④**

3. 給付金の受領について
 国からの給付金はお客様に対して支給されますが、当社およびGoToトラベル事務局は、給付金をお客様に代わって受領 (代理受領) 致しますので、お客様は、旅行代金に対する給付金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けいたします。お客様は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領について了承のうえお申込みください。**⑦**

利用航空会社: ○〇〇〇
 裏面に記載のフライトスケジュールから、往路便・復路便がご選びいただけます。

利用予定ホテル: ホテル×××宮古島 又は 宮古△△△ホテル

食事: 朝食2回、昼食なし、夕食なし

添乗員: 同行しません。

最少催行人員: 1名

詳しい取引条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。

旅行企画・実施: 観光庁長官登録旅行業第〇〇〇〇号 お問い合わせ・お申込み先

- ・ Go To トラベル事業支援対象である旨**①**
- ・ ロゴ**②**
- ・ 旅行代金の表示**③**
- ・ 旅行代金に応じた地域共通クーポンを別途お渡しする旨**④**
- ・ 支援金は旅行者に支払われるが当社(企画旅行業者または受託旅行業者)およびGoToトラベル事務局が代理受領する旨**⑤**
- ・ 取消料は旅行代金を基準とする旨**⑥**
- ・ 旅行者は、当社およびGoToトラベル事務局による代理受領について了承のうえ申し込む旨**⑦**
- ・ 支援額を反映させた金額に対しては必ず「お支払い実額」としてください。「割引後の旅行代金」、「お客様お支払い代金」、「割引代金」など、旅行代金と誤認するような表示はできません。**⑧**

この旅行は、赤坂霞ヶ関旅行(株)とお客様との間で「旅行契約」が成立した場合として取り扱います。お客様が締結しようとするところによりります。

page : 5